全自動貸金庫規定 新旧対比表

(下線部が改定箇所)

第1条 全自動貸金庫の利用(省略)

第2条 格納品の範囲(1)~(2)(省略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第3条 契約期間等(省略)

第4条 利用料(省略)

第5条 鍵の保管、カードの発行(省略)

第6条 貸金庫の開閉等(省略)

第7条 暗証照合等

貸金庫蓋の開閉にあたり、受付機によりカードを確認し、画面操作により入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して取扱いをしましたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。第6条第5項の場合に当行の窓口においてカードを確認し、貸金庫開閉票に記載の署名と、提出いただいた全自動貸金庫借用証の署名との一致を確認のうえ取扱いをしました場合も同様とします。なお、使用される鍵について、当行は確認する義務を負いません。

第8条 届出事項の変更等(省略)

第9条 カード、鍵の喪失時等の取扱い(省略)

第10条 印鑑照合等(省略)

第11条 損害の負担等(省略)

第12条 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、 $\underline{\hat{g}}$ 13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、 $\underline{\hat{g}}$ 13条第3項の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の利用申込をお断りするものとします。

第13条 解約等

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡

第1条 全自動貸金庫の利用 (現行どおり)

第2条 格納品の範囲(1)~(2)(現行どおり)

- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができま せん。
 - ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

第3条 利用目的の確認

- (1)貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主 は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の 不正利用の防止の観点から、格納品が第2条に定める 範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書 面その他当行の定める方法で、申出を行うこととしま す。
- (2)貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供 与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外で のカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法 で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

第4条 契約期間等(現行どおり)

第5条 利用料 (現行どおり)

第6条 鍵の保管、カードの発行(現行どおり)

第7条 貸金庫の開閉等(現行どおり)

第8条 暗証照合等

貸金庫蓋の開閉にあたり、受付機によりカードを確認し、画面操作により入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して取扱いをしましたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。第7条第5項の場合に当行の窓口においてカードを確認し、貸金庫開閉票に記載の署名と、提出いただいた全自動貸金庫借用証の署名との一致を確認のうえ取扱いをしました場合も同様とします。なお、使用される鍵について、当行は確認する義務を負いません。

第9条 届出事項の変更等 (現行どおり)

第10条 カード、鍵の喪失時等の取扱い(現行どおり)

第11条 印鑑照合等(現行どおり)

第12条 損害の負担等(現行どおり)

第13条 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、 $\underline{\hat{\mathbf{\pi}}}$ 14 条 第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、 $\underline{\hat{\mathbf{\pi}}}$ 14 条 第 3 項の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の利用申込をお断りするものとします。

第14条 解約等

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明

改正前

してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を 失った場合に解約するときは、このほか<u>第9条</u>に準じて 取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつで もこの契約を解約することができるものとします。この 場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項 と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が利用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または 格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害 を与え、またはそのおそれがあると認められる相当 の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ カードの改ざん、不正使用、その他相当の事由が あるとき
- ⑥ 借主または代理人がこの規定に違反したとき (新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- (3)(省略)
- (4)前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延 損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月 の翌月から明渡しの日の属する月までの利用料相当額を 月割計算により支払ってください。この場合、<u>第4条</u>第 3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不 足額が生じたときは直ちに支払ってください。

- (5)(省略)
- (6)(省略)

<u>第14条</u>貸金庫の修繕、移転等(省略)

第15条 緊急措置(省略)

第16条 譲渡、転貸等の制限(省略)

第17条 成年後見等の届け出(省略)

第18条 規定の変更等(省略)

改正後

渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第10条</u>に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

第4条により契約期間が満了し、契約が更新されない ときも同様とします。

- ① 借主が利用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または 格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害 を与え、またはそのおそれがあると認められる相当 の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ カードの改ざん、不正使用、その他相当の事由が あるとき
- ⑥ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑦ 借主名義人が存在しないことが明らかになったと きまたは借主名義人の意思によらず契約、使用され たことが明らかになったとき
- ⑧ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する 行為に利用され、またはそのおそれがあると認めら れるとき
- ⑨ 法令で定める本人確認等における確認事項や第3 条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
- ② マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な 目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が 認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約 が必要と当行が判断したとき
- (3) (現行どおり)
- (4)前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延 損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月 の翌月から明渡しの日の属する月までの利用料相当額を 月割計算により支払ってください。この場合、<u>第5条</u>第 3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不 足額が生じたときは直ちに支払ってください。

なお、当行はこの不足額を明渡しの日に $\frac{第5}{4}$ 第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

- (5) (現行どおり)
- (6) (現行どおり)

第15条 貸金庫の修繕、移転等(現行どおり)

第16条 緊急措置(現行どおり)

第17条 譲渡、転貸等の制限(現行どおり)

第18条 成年後見等の届け出(現行どおり)

第19条 規定の変更等(現行どおり)